

臨時的任用教員等の雇用・勤務条件等について

◆資格◆

- 1 校種、職種に応じた教育職員免許状を有すること。
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は、任用できません。

【欠格条項及び欠格事由】

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・教員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ・公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆勤務形態◆

勤務する学校の正規教員に準ずる(勤務時間:週あたり38時間45分)

◆給料及び手当◆

- 1 給料(平成30年4月1日現在)

区分	小中学校	高等学校	特別支援学校
修士	234,820	234,820	244,855
大学卒	212,892	212,892	221,996
短大卒	187,324	184,620	192,518

(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

※ 上記給料は新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

- 2 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

◆社会保険◆

健康保険・厚生年金保険に加入(任用期間が2ヶ月を超える場合)

◆休暇等◆

年次有給休暇、特別休暇等 正規教員に準ずる

◆服務規程◆

正規教員に準ずる

◆赴任旅費◆

任用に際し、住所又は居所から勤務校までの旅費が支給されます。

また、任用に伴い住所又は居所を移転した場合、上記旅費に加え、移転料、扶養親族移転料、着後手当が支給されます。